

# ふれあい安心名簿条例に関するQ & A集

## ～ 目的編 ～

- Q 1 : どうして「ふれあい安心名簿条例」が必要なの? ..... 1
- Q 2 : 名簿って、なぜ必要なの? ..... 1

## ～ 条例編 ～

- Q 3 : 個人情報って、法律で規制されているんじゃないの? ..... 1
- Q 4 : 条例ができたら、名簿を必ずつukらないといけないの? ..... 2
- Q 5 : 名簿を作成するときは、条例どおりにしないとだめでしょ? ..... 2

## ～ “ お墨付き ” 編 ～

- Q 6 : どんな団体が、認証が受けられるの? ..... 2
- Q 7 : 認証を受ける名簿をつくる時は、どうすればいいの? ..... 3
- Q 8 : でも、ルールづくりはむずかしいんでしょ? ..... 3
- Q 9 : 次に、認証名簿をつくる時の具体的な手順を教えてください。 ..... 3

## ～ 個人情報編 ～

- Q 10 : 情報の提供を求められたら、必ず出さなければならないの? ..... 4
- Q 11 : 有効期限後は、はじめから情報収集しなくてはならないの? ..... 5
- Q 12 : 名簿管理者ってどんなことをするの? ..... 5

## ～ 漏えい防止・対策編 ～

- Q 13 : 名簿情報が漏れることに、どんな防止策があるの? ..... 6
- Q 14 : 法的責任ってなに。自治会などの団体が責任を取るの? ..... 7
- Q 15 : 勧誘電話がよくあるが、どうしたらいいの? ..... 7

## ～ 市の取り組み編 ～

- Q 16 : 市の役割とは、具体的にはどんなこと? ..... 9
- Q 17 : 市や民生委員の情報を名簿情報としてもらえないの? ..... 9

**Q 1** : どうして「ふれあい安心名簿条例」が必要なの？

**A 1** : 個人情報保護しながら名簿を作成するルールを定めて、名簿づくりに困っている団体などの名簿作成の手助けにしてもらうためです。

ふれあい安心名簿条例は、個人情報に配慮した名簿作成の手続きを定めることで、名簿を市民が安心して作成したり、利用できるように、また、多くの団体が名簿づくりを進めてもらいたいと願って制定しています。

**Q 2** : 名簿って、なぜ必要なの？

**A 2** : 名簿は、緊急時の連絡やコミュニティの醸成に役立つからです。

災害等の緊急時における連絡や安否確認に有効ですし、名簿があると近隣や知り合いとの連絡が容易になることなど、コミュニティを醸成する手助けになります。また、コミュニティが醸成されれば、緊急時の助け合いや情報共有が図ることが可能になります。

**Q 3** : 個人情報って、法律で規制されているんじゃないの？

**A 3** : 「個人情報保護法」では、個人情報は慎重に取り扱うべきとしていますが、プライバシーに配慮して名簿を作成・利用をすることができます。

個人情報の保護に関する法律では、「個人情報の有用性にも配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」としています。ですから、個人情報を適正に取り扱えば、名簿作成など、個人情報の有用な活用ができます。

また、法律では、個人情報取扱事業者の義務について規定していますが、一般私人（事業者ではない人）や小規模事業者（5,000人分以下の個人情報を持っている事業者）については、規定の対象外としています。

法律を制定している国でも、「個人情報であれば何でも保護だ」という誤解から、法律の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう、いわゆる『過剰反応』が一部に見られます」と指摘し、「法律を正しく理解し、個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用することが大切です」としています。

**Q 4** : 条例ができたなら、名簿を必ず作らないといけないの？

**A 4** : 条例は、名簿を作るときの、個人情報に配慮したルールを定めていますが、名簿作成は強制していません。

**Q 5** : でも、名簿を作成するときは、条例どおりにしないとだめでしょ？

**A 5** : 条例では、市の認証を受けようとする名簿は、条例どおり作成しなくてはなりませんが、認証を受けない団体は、これまでどおりの方法でも作成できますし、条例の手続きを利用して作成もできます。団体の任意ですので、でどうするか決めてください。

条例では、団体の名簿作成については義務付けしていません。

また、条例は、認証を受ける名簿の作成・利用に関して義務や禁止事項を定めており、認証を受けない名簿には、義務や禁止行為は適用されません。

しかし、それらの規定は個人情報を保護しながら、名簿を作成・利用するための規定なので、それらを参考に各団体が任意で名簿を作成することも可能ですし、各団体で独自にルールを決めて、名簿を作成・利用することもできます。

逆に言えば、市の認証を受けようとする名簿は、条例の定めるルールに沿って、作成しなければならないということです。

**Q 6** : どんな団体が、認証が受けられるの？

**A 6** : 箕面市内の団体なら、たいていは大丈夫です。ただし、営業用の名簿などは対象になりません。

対象とする地域団体は、自治会やPTAのほか

- ・ 箕面市内に事務所がある団体
- ・ 主な活動場所が箕面市内である団体
- ・ 団体の構成員の半数以上が箕面市内に在住、在学又は在職している団体などです。

ただし、条例の目的に合わない団体や営利目的に使用される名簿は、認証の対象にはなりません。

**Q 7** : それじゃ、認証を受ける名簿を作るときは、どうすればいいの？

**A 7** : まずは、名簿を作成したり、利用したりするときのルールを団体で決めるのが大切です。そのルールは、条例の決まりごとを守って、決めなくてはなりません。

**Q 8** : でも、ルール作りはむずかしいんでしょ？

**A 8** : 市で、「こういう風に作ってください」という見本を示していますし、わからない時は、市が相談に応じます。

地域団体は、条例の規定に沿ったルール(「規約」といいます)を定めなければなりません。

このときの参考になるように、市で具体的な見本や手続きを作って、公表します。これを参考に各団体で規約を作ってください。

また、作成方法などについては分からないときは、市に相談ください。

**Q 9** : 次に、認証名簿を作るときの具体的な手順を教えてください。

**A 9** : さっきのルールを作る時に、団体で手順の手順を決めておいてください。

あとは、市へ認証申請が必要ですので、名簿情報を集めたら、配付用に印刷するまでに、市に認証の申請してください。

条例に定められた認証手続きの主な順序は、

団体で名簿作成・利用についてのルール(規約)を定める。

利用目的・名簿情報の項目・配付先等を示して、名簿情報を本人の同意のうえ、本人から収集します。

収集した情報を使って、名簿の原案を作成します。この時に名簿の表紙等に、認証記号の記入スペース、名簿管理者の氏名と連絡先、名簿の利用・管理の注意事項、法的責任の告知文などを記入します。

管理の注意事項として、名簿の配布先で利用目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう注意が必要です。名簿が外部の人に渡り、営業活動等に利用されないよう、表紙の見本(注:別冊資料)を参考に、名簿の見やすい場所に注意事項を載せます。

この名簿原案に、名簿情報を収集したときの資料として、情報収集の通

知文や名簿情報の調査票などを持参して、決められた様式で市に申請をします。

申請に対する市からの認証記号を受けとったら、その認証記号を名簿原案に記載し、配付に必要な名簿を印刷します。

印刷した名簿は、配付します。

配付後、構成員から名簿情報の訂正等の申し出があれば、その内容を配付先に知らせます。

有効期限がきたり、役員改選等で新しく名簿作成するときは、配付した名簿は不要になりますので、不要になった旨を全ての配付先に連絡します。

不要名簿は、全て回収し適正に処分（焼却・シュレッダー処理等）するか、配付先で適正に処分するのが原則です。

ただし、団体の履歴として必要な部数は残すことができ、規約で不要名簿も処分しなくてもよいと規定しているときは、配付された方は引き続き保管しておくことができます。

なお、みなさん各自で保管している名簿は、情報が漏洩しないように適正に管理しなくてはなりません。

**Q10**：条例第7条の第1項では、「協力を求めることができる。」とし、同第3項では、「同意を得たうえで、」となっているけど、情報の提供を求められたら、必ず出さなければならないの？

**A10**：個人情報の収集は、同意が前提です。第1項では、名簿の作成を推進する観点で「協力を求めることができる。」としていますが、第3条の「同意」は、名簿に載せる本人の意思で決まります。

条例の目的にも規定しているとおり、名簿は極めて有用であると考えています。名簿の適切な取扱いのルールを定め、そのルールに基づき名簿作成者や名簿利用者が名簿を作成、利用、管理されることで、個人情報の漏洩等が防げるようになります。

そのためには、まず、名簿を作成される団体の全員が、名簿や名簿情報の取扱いの重要性を認識いただくことが必要であり、適正に取り扱うことで、安心して情報を提供いただけることになると考えています。

**Q 1 1** : 有効期限が切れたら、次の名簿を作成するときは、はじめから情報収集しなくてはならないの？

**A 1 1** : 情報を提出した人から同意をもらっておけば、最初に集めた情報を次回の名簿作成に利用することができます。

自治会など多くの構成員の情報が長年変わらない団体は、最初の情報収集のときに、次回以降も「この情報を利用して名簿を作成するので、情報に変更等があれば、連絡してください。」などと通知して、構成員から同意をもらうことで、変更のない情報収集を省略することができます。

**Q 1 2** : だいたいわかったけど、名簿管理者ってどんなことをするの？  
大変そうな気がするけど。

**A 1 2** : 基本的には、会員からの名簿に関する問合せや相談に対応します。あとは、団体で決めれば、名簿作成や配付、訂正等や不要の通知なども役割になってきます。大変な役割ですが、個人情報 を適正に管理するために必要です。なお、市では、名簿管理者から相談に応じますので、困ったことがあれば、市にご連絡ください。

条例では、名簿管理者は「名簿情報の取扱いに関する問合せや相談があったときは、必要な助言等を行う。」としており、問合せ・相談に対応していただく必要があります。

その他、名簿収集や作成時の役割のほか、名簿情報を正確に保つための訂正等の実施、不要名簿の通知など、団体で役割を決めてください。

また、名簿情報の収集時など一時的に業務が集中することが予想されますので、名簿管理者は1人でなく複数人にしておくことも可能です。

**Q 1 3** : 名簿を作成したら、名簿情報が漏れることが心配になんだけど、条例では、どんな防止策があるの？

**A 1 3** : 個人情報には慎重に取り扱う必要があることをみんなが共通認識として持っていて、まずは個人情報が団体や構成員から漏れないようにする必要があります。

条例では、第 1 5 条（法的責任の告知）で、構成員（利用者）が名簿情報を漏らした（法令等違反の不正取扱いをした）時に、漏らした人に法的責任が発生することを発行する名簿に書いて、告知するよう求めています。

（詳しくは、次の問 Q 1 4 をご覧ください。）

なお、名簿業者などは個人情報を 5,000 件以上持っていると思われるから、法で規制されます。

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者に対しては本人の同意のない第三者（外部）提供に対する規制（禁止）がありますが、個人が所有する名簿を第三者（外部）に提供する場合は、規制の対象になっていません。

条例は、個人情報を保護しながら名簿を作成するためのルールであり、名簿作成者及び名簿利用者が個人情報を適正に管理するための義務や禁止行為などを規定しています。

条例では、情報を漏らした個人等への罰則はありません。団体において情報漏洩などが起こらないように適正に管理していただくことを条例はめざしており、団体の構成員など、名簿を利用する方みなさんが、個人情報の保護・管理を適正に行っていただくことが、極めて重要であると考えています。

また、箕面市民はもちろん、多くの国民が個人情報の慎重な取扱いと名簿の有用性についての理解が深まることを願って、この条例を制定しています。

しかし、名簿情報の流出は、現に発生しており、条例を制定しても全てを防止することは、不可能かもしれません。名簿情報を不正に利用するのは、多くは営業行為の勧誘などであり、それら業者は通常 5,000 件以上の個人情報を有している場合が多く、個人情報保護法で罰則を含めた規制があります。もし情報の不正使用があったときは、市にご相談ください。

**Q 1 4** : 法的責任って何かな？ 自治会などの団体が責任を取るの？

**A 1 4** : 不正な取扱いをすれば、法律や条例の目的に反しているということです。ですから、業者に名簿を売ったとか不正なことをした人に法的な責任があるということです。

個人情報保護法第3条の基本理念では、「個人情報、個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」と規定されています。不正な取扱いをしたときは、法の理念に反することになり、法的な責任があることとなります。

また、そのことで、他人の権利・利益を侵害し損害を生じさせた場合は、民法第709条（不法行為による損害賠償）に基づき賠償責任を負います。

配付する名簿に「法的責任がある」ことを記載していただくのは、名簿利用者が不正な利用をしたら、そのことが法律に抵触する行為であり、場合によっては、損害賠償等の対象にもなるということです。

すなわち、不正な取扱いをした者が、法的責任があるということで、名簿作成者である地域団体に法的責任があるという意味ではありません。

なお、名簿の見やすいところに名簿の注意事項を明記していただくので、名簿を利用目的に反して、営業行為に提供した個人に法的責任があっても、自治会等の地域団体は責任を問われません。

**Q 1 5** : 身に覚えのない業者から、おそらく名簿を利用したと思われるしつこい勧誘電話がよくあるが、どうしたらいいの？

**A 1 5** : まず、相手の業者名・所在地・電話番号、担当者名を聞き出して、記録したうえで、きっぱりと明確に断り、再度の勧誘をしないことを伝えることが必要です。

特定商取引法では、断った者に対する再勧誘を禁止しています。また、個人情報保護法では、個人情報、個人情報を不正に取得したり、利用目的以外に使ってはならないと規定しています。

これらの法律を根拠に断る、又は相手に事実の確認をする、情報提供した覚えがないことを伝えるなど、業者に対し毅然とした態度で対応することで、勧誘に対する抑制が図れると考えられます。



特定商取引法第17条では、電話勧誘を行った際に、契約を締結しない意思を表示した者に対し、勧誘の継続及び再勧誘を禁止しています。(土地・マンション等については宅地建物取引業法で威圧的な勧誘など、金融商品取引法では事前承諾のない勧誘などが禁止されています。)

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者(5,000件以上の個人情報を利用している者)には個人情報の「利用目的の特定」、「目的外利用の禁止」、「偽りその他不正な手段による取得の禁止」のほか、「利用目的の通知又は公表の義務」等が定められています。また、個人情報取扱事業者は、利用目的や開示の手続、苦情の申出先等を知り得る状態におくことが義務付けられています。

業者名・所在地・電話番号・担当者を聞き出す。

はっきりと断り、再度勧誘を行わないことを伝える。

個人情報の入手先を確認する。

情報提供した覚えがないので、利用目的や個人情報の開示についての手続きを確認する。

相手業者が、の勧誘の断りに応じなかったり、の入手先やの手続き内容を答えなかったときは、国民生活センターや市、所管の省庁に報告する旨を伝える。

など、自分の個人情報を相手業者に知られていることについて、正当であるかを相手業者に確認することで、もし不正な名簿情報入手等の行為があれば、抑制力になると考えられます。

あるいは、相手がどこの誰であるか、こちらが分からないままに勧誘電話を聞くのは大変危険なことです。相手が自分の会社の上記を名乗らない場合には、業者にかかわらないことを伝えて、電話を切る対応も選択肢の一つです。

不安に思うことがあれば、消費生活センター(722-0999)又は総務部総務課(724-6706)へご相談ください。

**Q 1 6** : 「名簿を作成するための施策を推進」とか、「相談に応じ、必要な助言をする」など、市の役割が条例に書いてあるけど、具体的にはどんなことをするの？

**A 1 6** : まずは、名簿条例や個人情報保護法を理解してもらい、安心して名簿が作成できるような周知・啓発を行います。具体的には、説明会の開催のほか、パンフレットやホームページの作成、相談の受付などです。また、実際に名簿を作ろうとするときや困ったことが起こったときや、もし情報の漏洩などが起こったときにも相談に応じます。

条例では、市長は、「安心してふれあい名簿を作成するための施策」を推進すると規定されています。

条例の制定に伴って、パンフレットなどを作成し、説明会を開催し、また、市のホームページ等で制度内容の説明や啓発を行います。名簿作成に関わることはもちろん、個人情報保護法施行に伴う、いわゆる「過剰反応」についても、正しい理解が得られるように啓発していきます。

また、団体のルール（規約）づくりや名簿の作成・管理などのほか、情報の漏洩や名簿情報の取り扱いに係る苦情など、名簿に関わる相談にも応じます。そのほか、名簿を使った悪質な勧誘など必要に応じて、国や府などと連携して対処していきます。

**Q 1 7** : 市や民生委員がもっている情報を団体に、名簿情報としてもらえないの？

**A 1 7** : 個人情報は、目的があって提出されているので、その目的以外には使えません。

例えば、市の住民基本台帳等の情報は、法令に基づいて使用や提供する相手が決められており、他の市が持っている個人情報も条例に基づいて、原則として、目的外使用はできません。

また、民生委員さんは、地域の方々の生活相談に応じるなどの目的のためにさまざまな情報を持っておられ、地域の福祉の増進を図る活動をされています。その情報は、民生委員の活動のために収集された情報であり、情報はその目的の範囲内で使用することになります。

自治会等で、見守り活動などを実施していただくのは大変有意義であり、社会福祉の向上に役立つ活動ですが、民生委員さんが持つおられる情報は、民生委員活動に関して本人さんから得られた情報も多くあります。

ですから、その情報を対象となる本人さんの了解を得ることなく、第三者に提供することはできません。

地域で見守り活動等をしていただけるのであれば、本人さんに趣旨を説明していただき、本人さんから情報を得て、名簿を作成いただきますようお願いいたします。